

まちだみどり活用ネットワーク 規約

(目的)

第1条 本会は、みどりに関わる産学官民の多様な主体が連携し、忠生・北部地域を中心とした町田市内の公園、緑地、里山、農地などの多様なみどりを一体的に捉え、その活用を推進することを目的とする。

(名称)

第2条 本会の名称は、「まちだみどり活用ネットワーク」という。

(所掌事項)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事項を推進するものとする。

- (1) 忠生・北部地域を中心としたみどり活用の検討に関する事
- (2) 忠生・北部地域を中心としたみどり活用の活動の実践に関する事
- (3) 町田市内のみどり活用に取り組む主体間の連携に関する事
- (4) 前号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 本会は、次に定める者を会員として構成する。

- (1) みどりの活用に関わる産学官民の団体または個人
- (2) 町田市内のみどりの活用に関心をもつる団体または個人

第5条

1 本会の会員は、「本会員」または「準会員」とする。

2 「本会員」は、総会における議決権の行使、協議会への参加、本会内情報共有ネットワークへの参加、実行委員会の立ち上げの資格を有する。

3 「準会員」は、協議会へのオブザーバー参加、本会内情報共有ネットワークへの参加の資格を有する。

(入会)

第6条

1 本会に入会しようとする者は、入会の意思を書面(第1号様式)により代表に届け出る。

2 「本会員」については、第7条の要件を満たし入会が適切と認める場合、代表の承認をもって会員となる。

3 「準会員」については、第7条の要件を満たし入会が適切と認める場合、代表の書面の受理をもって会員となる。

(入会要件)

第7条 本会の入会要件は、次のとおりとする。

- (1) 本会の趣旨に賛同し、本規約を遵守すること
- (2) みどり活用に携わる意欲があること
- (3) 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと

(退会)

第8条

- 1 本会を退会しようとする会員は、退会の意思を書面（第2号様式）により代表に届け出る。代表の書面の受理をもって退会となる。
- 2 会員が第7条の入会要件を満たさないと代表が判断した場合、代表はその会員を除名することができる。

(会費)

第9条 会費は、当面はこれを徴収しない。

(会計)

第10条

- 1 本会による活動（各実行委員会における活動を除く）に際し、収支が発生する場合には、事務局において収支計算書を作成し、総会で報告を行う。また、会計年度終了後、事務局において収支報告書を作成し、代表等による監査を経て、総会で報告を行う。
- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(代表等)

第11条

- 1 本会に代表1名・副代表1名（以下、代表等）を置く。
- 2 代表等は本会員から選出し、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第12条

- 1 代表の任務は次のとおりとする。
 - (1) 本会の代表
 - (2) 総会及び協議会の運営及び議決事項の進行
 - (3) 会員の入会の承認
 - (4) 収支報告の監査
- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。当面の事務局は町田市に置く。

(総会)

第14条

- 1 本会員をもって構成する総会を設置し、本会の運営上の必要に応じて開催する。
- 2 総会の招集及び総会の議長は、代表が行う。
- 3 総会は、本会員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 本会員は、総会において各1個の議決権を有する。
- 5 総会の議事は、議決権を有する出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 6 やむを得ず総会を欠席する本会員は、事前に書面をもって表決することができる。この場合、その本会員は総会に出席したものとみなす。

7 総会は、書面（電子文書を含む）やオンラインによる開催とすることができる。

第15条 総会において決議する事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の制定・改正
- (2) 「まちだみどり活用ネットワーク活動ビジョン」の策定・変更
- (3) 代表等の選出
- (4) 実行委員会の設置の承認
- (5) 本会の運営に関する意思決定
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項の意思決定
(協議会)

第16条

1 本会員をもって構成する協議会を設置し、本会の運営上の必要に応じて開催する。

2 準会員は、オブザーバーとして協議会に参加できる。

第17条 協議会の任務は以下のとおりとする。

- (1) みどり活用に関する議論、検討
- (2) 実行委員会の提案と報告
- (3) 本会の運営に関する検討
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項の検討
(実行委員会)

第18条

1 本会の活動のため、実行委員会を設置することができる。

2 実行委員会は、本会員2名以上（所属する団体等が同一でないことを要件とする）により書面（第3号様式）で設置申請を行い、総会において承認された場合に設置する。

3 実行委員会は、その設置目的が達成されたとき、総会における報告をもって解散する。

4 実行委員会には、必要に応じて会員以外の者を参加させることができる。

第19条 実行委員会の任務は以下のとおりとする。

(1) 活動計画書の作成及び協議会における報告。ただし、活動計画書には、実行委員会の体制、活動概要、その他を記載する。

(2) 活動の実践、活動における収支管理

(3) 活動報告書の作成及び協議会における報告。ただし、活動報告書には、実行委員会の体制、活動実績、収支報告、その他を記載する。

(解散)

第20条 本会は、総会の決議により解散する。

(規約の改定)

第21条 本規約は、本会員が改定の必要について発議し、総会の決議により必要と認められた場合に、改定することができる。

(個人情報)

第22条

1 本会において会員から取得した個人情報は、事務局において適切に管理し、連絡のための名簿作成に利用する。

2 会員及び活動参加者は、活動上知り得た個人情報の保護を適切に行うものとする。

(委任)

第23条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は代表がこれを定める。

附則

1 この規約は、2023年4月27日から施行する。

提出日： 年 月 日

まちだみどり活用ネットワーク 入会・変更 申込書

まちだみどり活用ネットワーク 代表殿

「まちだみどり活用ネットワーク」の趣旨に賛同し、入会・変更を申し込みます。

入会にあたっては、「まちだみどり活用ネットワーク規約」を遵守します。

希望する会員区分（選択してください）	<input type="checkbox"/> 本会員 <input type="checkbox"/> 準会員
希望する入会単位（選択してください）	<input type="checkbox"/> 団体としての入会 <input type="checkbox"/> 個人での入会

会員情報			
ふりがな			
氏名 または 団体名			
住所 または 所在地	〒		
電話番号※			
メールアドレス※			
担当者情報（団体としての入会の場合のみ記入）			
担当者名		部署・ 役職等	
所属団体情報（個人での入会で、所属先等がある場合のみ記入）			
所属団体		役職等	

※団体としての入会の場合、電話番号・メールアドレスは担当者の連絡先を記入してください。

【添付資料】

1. 団体概要がわかる資料（団体としての入会の場合、または個人での入会で所属団体がある場合。ただし、行政機関または町内会・自治会の場合は省略可。）を添付してください。
2. みどりの活用に関する取組実績がある場合は、その内容がわかる資料を添付してください。

《入会手続き等》

- ・本申込書へ必要事項を記入の上、添付資料と併せて、メールまたは郵送で事務局へ提出してください。
- ・入会が承認され、入会手続きが完了した場合は、メールまたは郵送で事務局から連絡します。
- ・入会后、会員情報の変更や会員区分の変更希望が生じた場合は、本申込書へ必要事項を記入の上、メールまたは郵送で事務局へ提出してください。

提出日： 年 月 日

退会届

まちだみどり活用ネットワーク 代表殿

このたび、まちだみどり活用ネットワークを退会いたしたく、ここに提出いたします。

会員名 _____

担当者名 _____

連絡先 _____

提出日： 年 月 日

実行委員会設置申請書

まちだみどり活用ネットワーク 代表殿

別添の活動計画書のとおり、実行委員会の設置を申請します。

実行委員会名	
申請者(本会員2名以上)	
本会員名	
本会員名	

実行委員会

担当者名

連絡先

【添付資料】

1. 活動計画書(実行委員会の体制(代表、委員)、活動概要(ねらい、内容等)がわかる資料)を添付してください。